

天草広域連合告示第2号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び天草広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続きに関する条例（平成25年条例第1号）第3条の規定により、次のとおり天草広域連合新ごみ処理施設整備事業生活環境影響調査結果を縦覧に供します。

令和4年2月1日

天草広域連合長 馬場 昭 治



1 縦覧内容

(1) 縦覧図書

天草広域連合新ごみ処理施設整備事業生活環境影響調査書

(2) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

- ・天草広域連合事務局（天草市本渡町広瀬1687番地2）
- ・天草広域連合本渡地区清掃センター（天草市楠浦町4751）

(2) 縦覧期間

令和4年2月4日（金）から令和4年3月3日（木）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日除く。）

3 施設の概要

(1) 施設の名称

天草広域連合新ごみ処理施設

(2) 施設の設置場所

熊本県天草市楠浦町地内（現天草広域連合本渡地区清掃センター隣接地）

(3) 施設の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）

(4) 処理対象物

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設

家庭系可燃ごみ、事業系可燃物、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの処理残渣可燃物、し尿処理施設からのし渣・汚泥、災害廃棄物

- ・マテリアルリサイクル推進施設

不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物

(5) 処理能力

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設

95 t／日（47.5 t／日×2炉、24時間稼働）

- ・マテリアルリサイクル推進施設

26 t／日（5時間稼働）

4 意見書の提出

施設の設置に関して利害関係を有する人は、天草広域連合長に生活環境保全上の見地から意見書を提出することができます。

なお、意見書の様式は天草広域連合ホームページからダウンロードしていただくか、縦覧場所に用意しています。

※施設設置に関して利害関係を有する人とは、周辺（天草市楠浦町立浦地区、大平地区、観音地区）に居住している方、事業を営んでいる方等が含まれます。

5 意見書の提出期間

令和4年2月4日（金）から令和4年3月17日（木）まで

持 参：期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵 送：令和4年3月17日（木）までの消印のあるものを受付け。

FAX・電子メール：令和4年3月17日（木）午後5時15分まで

※持参以外で提出される場合は、天草広域連合へ書類到着確認の連絡をお願いします。

6 提出先

持 参：天草広域連合事務局（天草市本渡町広瀬1687番地2）

郵 送：〒863-0001 天草市本渡町広瀬1687番地2

天草広域連合環境衛生課

FAX：0969-22-2166

電子メール：ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp

7 意見書の取扱について

提出された意見書については天草広域連合の見解をまとめ、当広域連合ホームページで公表予定です。意見書を提出された方の個人情報等は公表しません。また、提出された意見書に対しての個別の回答及びこの告示に直接関係しない意見書についての回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

8 問い合わせ先

天草広域連合環境衛生課

〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2

電話 0969-27-0888 FAX 0969-22-2166